

平成29年5月1日開会
平成29年5月1日閉会
(臨時第2回)

うきは市議会会議録

うきは市議会

目 次
第1号（5月1日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸 報 告	6
議案上程	7
市長の提案理由説明	7
選挙第 1号	9
議案第36号	10
議案第37号	17
議案第38号	21
議案第39号	25
議案第40号	26
議案第47号	30
議案第41号	31
議案第42号	32
議案第43号	32
議案第44号	36
議案第45号	32
議案第46号	36

閉 会	37
署 名	39

うきは市告示第30号

平成29年第2回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

平成29年4月24日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 平成29年5月1日（月）午前9時
 - 2 場 所 うきは市議会議場
-

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

○応招しなかった議員

平成 29 年 第 2 回 (臨時) う き は 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 29 年 5 月 1 日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成29年 5 月 1 日 午前 9 時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告 (諸般の報告)
- 日程第 4 議案上程 (選挙第 1 号 1 件、議案第36号から議案第47号まで12件)
- 日程第 5 市長の提案理由の説明
- 日程第 6 選挙第 1 号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度うきは市一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (うきは市税条例の一部改正について)
- 日程第 9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (うきは市専用水道給水条例の一部改正について)
- 日程第11 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (固定資産評価員の選任について)
- 日程第12 議案第47号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第41号 副市長の選任について
- 日程第14 議案第42号 監査委員の選任について
- 日程第15 議案第43号 公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第44号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第17 議案第45号 教育委員会委員の任命について

日程第18 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告（諸般の報告）

日程第4 議案上程（選挙第1号1件、議案第36号から議案第47号まで12件）

日程第5 市長の提案理由の説明

日程第6 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度うきは市一般会計補正予算（第6号））

日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）

日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市専用水道給水条例の一部改正について）

日程第11 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）

日程第12 議案第47号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第41号 副市長の選任について

日程第14 議案第42号 監査委員の選任について

日程第15 議案第43号 公平委員会委員の選任について

日程第16 議案第44号 教育委員会教育長の任命について

日程第17 議案第45号 教育委員会委員の任命について

日程第18 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（15名）

1番	岩淵	和明君	2番	鑓水	英一君
3番	熊懷	和明君	4番	中野	義信君
5番	佐藤	湛陽君	6番	上野	恭子君
7番	江藤	芳光君	8番	伊藤	善康君
9番	諫山	茂樹君	10番	岩佐	達郎君
11番	大越	秀男君	12番	高山	敏枝君
13番	三園	三次郎君	14番	藤田	光彦君
15番	櫛川	正男君			

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	熊懷	洋一君	記録係長	浦	聖子君
記録係	伊藤	諒平君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木	典雄君	教育長	……………	麻生	秀喜君
市長公室長	……………	石井	好貴君	総務課長	……………	楠原	康成君
会計管理者	……………	田邊	敏文君				
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………					瀧内	教道君
企画財政課長	……………	中野	昭一郎君	税務課長	……………	山崎	秀幸君
徴収対策室長	……………	白石	孝博君				
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………					安元	正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内	英敏君	監査委員事務局長	……………	樋口	秀吉君
保健課長	……………	原	廣正君	福祉事務所長	……………	梶原	康宏君

住環境建設課長 …… 江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 松尾 正和君
うきはブランド推進課長 …………… 田籠 正規君
水資源対策室長 …… 高木新一郎君 学校教育課長 …………… 権藤 精二君
浮羽市民課長 …… 山田 昭紀君 自動車学校長 …………… 今村 一朗君
うきはブランド推進課参事 …………… 樋口 一郎君
総務法制係長 …… 宮崎 哲工君 財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

- 事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。
○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。
これから平成29年第2回うきは市議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、1番、岩淵和明議員、2番、鏑水英一議員を指名します。
-

日程第2. 会期の決定について

- 議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。
-

日程第3. 諸報告

- 議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。議長より諸般の報告をします。
お手元に配付しています諸般の報告文書をごらんください。
3月24日に福岡県市町村振興協会評議員会が開催されています。
以下、各会議等が開催をされていますので、報告をしておきます。
なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんいただきますようお願い

いたします。

また議員のみ配布していますが、市外からの陳情はお手元に配布のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようですのでこれで諸報告を終わります。

日程第4．議案の上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

選挙第1号、1件、議案第36号から議案第47号まで、12件を上程いたします。

日程第5．市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成29年第2回うきは市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度もスタートして、早いもので1ヶ月が過ぎました。先の3月議会で御承認いただきました、平成29年度予算につきましては、計画的な執行に全力で努めているところでございます。

さて、本日提案しております議案は、選挙案件1件、条例案件1件、人事案件6件、その他の案件5件となっております。

選挙第1号は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定による、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてであります。

議案第36号から議案第40号までは専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第36号は、平成28年度うきは市一般会計補正予算第6号についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,164万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億7,741万6,000円とするものでございます。歳入の主なものは、自動車取得税交付金1,843万7,000円、地方交付税2億6,292万1,000円の増額補正と、地方消費税交付金2,219万9,000円、基金繰入金2億5,000万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費838万円、予備費では326万円の増額補正をそれぞれ計上いたしております。

議案第37号は、うきは市税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

であります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第38号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第39号は、うきは市専用水道給水条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。雇用促進住宅の民間への払い下げに伴い、うきは市専用水道給水条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第40号は、固定資産評価員の選任に係る専決処分の承認を求めることについてであります。固定資産評価員の選任について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第41号は、副市長の選任についてであります。退任に伴う副市長の選任について、地方自治法第162条の規定により、選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第42号は、監査委員の選任についてであります。監査委員のうち1名が、平成29年6月1日で任期満了となりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第43号は、公平委員会委員の選任についてであります。公平委員会委員が平成29年6月1日で任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第44号は、教育委員会教育長の任命についてであります。教育長が平成29年5月23日で任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第45号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員のうち、1名が平成29年5月23日で任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第46号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員について、平成29年5月22日で任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第47号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部を改正する法律の施行により教育委員長職が廃止になりますことから、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要について説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議のうえ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 選挙第1号

○議長（榎川 正男君） 日程第6、選挙第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

指名します。

まず、選挙管理委員会委員に、岩澤勝次さん、石井静香さん、國武輝興さん、楠原利春さんの4名。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、順位1番、三浦隆文さん、順位2番、田島悦子さん、順位3番、田中フヂ子さん、順位4番、後藤一善さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました方を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、選挙管理委員会委員及び補充員に、当選されま

した。

日程第7. 議案第36号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度うきは市一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の2ページを、お願いいたします。

議案第36号専決処分の承認を求めることについて。

平成28年度うきは市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成29年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

3ページをお願いいたします。

専決第6号。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成28年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めること。平成29年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配布をしております、平成28年度補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第6号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,164万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億7,741万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成29年3月31日。うきは市長高木典雄。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。1、追加としまして、10款4項事業名、伝統的建造物保存対策事業の過年度文化財保存事業費等補助金返還金、170万6,000円でございます。これは平成26年度と27年度分の補助金返還金として12月の補正予算に計上したものでございますが、福岡県におきまして年度内に返還額の確定に至らず、翌年度に繰り越して支払いをするものでございます。

次に変更でございます。8款2項事業名、辺地道路整備事業の工事請負費等を、440万6,000円増額して、繰越額を2,891万6,000円とするものでございます。平成29年2月の専決補正でつづら地区の市道三寺弘・つづら線に係る予算を繰り越し明許しておりましたが、これに加えて、田籠地区の小間坊・女子尾線についても日田森林組合が行います、立木伐採に伴う搬出作業で工事の中断を余儀なくされましたので、年度内完了が困難になりまして、専決により繰り越し明許費の補正を行ったものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。予算説明書の歳入につきまして説明申し上げます。まず、11ページから20ページまでの各種譲与税、交付金等につきましては、国又は県が徴収しました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間2回ないし4回に分けて交付をされておまして、3月が最終交付月になりますので、額の確定に伴いまして補正を行ったものでございます。

まず11ページ、2款1項1目地方揮発油譲与税265万8,000円の増額補正でございます。

次に12ページ、2款2項1目自動車重量譲与税62万5,000円の増額補正でございます。

次に13ページ、3款1項1目利子割交付金269万円の減額補正でございます。

次に14ページ、4款1項1目配当割交付金942万6,000円の減額補正でございます。

次に15ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金373万2,000円の増額補正でございます。

次に16ページ、6款1項1目地方消費税交付金2,219万9,000円の減額補正でございます。

次に17ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金86万1,000円の減額補正でございます。

次に18ページ、8款1項1目自動車取得税交付金1,843万7,000円の増額補正でございます。

次に19ページ、10款1項1目地方交付税、特別交付税を2億6,292万1,000円増額補正するものでございます。

次に20ページ、11款1項1目交通安全対策特別交付金6万3,000円の増額補正でございます。

次に21ページ、17款1項2目指定寄附金838万円の増額補正でございます。これはうきはの里株式会社からの寄附金でございまして、このほか贈答品販売等の自動ドア分とし

て162万円の現物寄付がっておりますので、合わせて1,000万円の寄付を頂戴したところでございます。

次に22ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金2億5,000万円の減額補正でございます。一般財源の増額に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして23ページ、歳出でございます。2款1項7目財政調整基金費838万円の増額補正でございます。これはうきはの里株式会社からの寄附額838万円を地域振興基金へ積み立てるものでございます。

次に24ページ、14款1項1目予備費326万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 何点かお尋ねしたいと思いますが、いわゆる専決ということでもありますから、3月議会の終わった後にいろいろ提案されたものでありますけれども、この中で非常に金額が多いのがあるわけですね、パーセンテージがですよ。パーセンテージが少ないものについては分かりますよ。いわゆる専決処分が必要になってきますけれども。例えば15ページ、株式等譲渡所得割交付金というのが248.8%の増額になっているわけですよ。なぜこのように3月の議会に間に合わなかったかどうかという事です。あまりにも金額が多すぎますから。パーセンテージが多いわけですよ、248.8%。

それからもう1点は、うきはの里株式会社21ページでありますけれども、これはいつ決められたのか、いわゆる3月議会がありましたけれども、それには全く載せんで、3月31日に専決処分がなされてありますが、いつ決まったのかというその2点についてまず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、15ページの株式等譲渡所得割交付金248.8%の増額になっておるということで、確かにそのような増額になっているところでございます。歳入予算につきましては基本的な考え方といたしまして、歳入予算の一部につきましては、見積もった全額を当初予算にそのまま計上しているわけではございません。年度途中の補正予算に使う財源に取っておいたり、また翌年度以降の財政運営に問題が無いように財源を残しておくということなど、さまざまな配慮の上に予算計上をさせていただいております。そういった意味で少なめに予算を見積もっておったということございまして、なぜ3月専決になったかということに関しましては、こちらの株式等譲渡所得割交付金につ

きましては3月に一括交付されるものでございます。そのため3月での専決補正になったということでございます。

それから、うきはの里株式会社からの寄附金でございますが、平成29年3月28日に寄附の採納願いをいただいたところでございまして、3月31日の専決で補正させていただいたという事でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 基本的な考え方は分かりますよ。私が申し上げているのは、248.8%というような増額になってありますから、同じ専決でも3月議会にも専決処分はあっているわけですよ。したがってなぜ3月議会にそういう処分が間に合わなかったかということをお尋ねしているわけですよ。基本的な考え方は分かります。歳入があってみないと分からないという事でありましょうけれどもですよ。それ以前にやはりキャッチできるはずであるわけですね。このような増額でありますからですよ。

それからうきはの里については、3月28日に寄付採納があったということで、じゃあ、うきはの里株式会社の役員会で決まったのはいつですか。寄附採納はそうでしょうけどですよ。こういうものは、勝手には寄付採納できないからですよ。役員会が開かれたのはいつでしょうかということです。

以上、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、株式等譲渡所得割交付金でございますが、こちらにつきましては、決算額を見ても平成27年度は1,243万5,000円。平成26年度が983万7,000円ということで、かなり年度によって額が変動してまいります。金額についても申し上げたように3月一括交付という事になっておりますので、毎年これにつきましては、3月の専決で予算を補正をさせていただいているところでございます。

それから寄附金につきましては、うきはの里株式会社の取締役会から寄付採納願いが出ました同日、3月28日に行われておりまして、これをもって寄附額が決定したということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員さんと関連します。19ページの地方交付税の増額専決になっております。金額が2億6,292万1,000円、特別交付税です。

一つお聞きしたいのは、関連で特別交付税、毎年——これは政治的な背景ですから変動

すると思うんですけども、例年この時期なのかどうか、3月議会終えてからの配分になるのか。

それから金額がちょっと大きゅうございますんで、いわゆる特別交付税については政治的な背景の配分になろうかと思うんですけども、地域おこし協力隊等々のこういうものも含んでいますし、地方創生がらみの配分もその中に組み入れるというふうに思いますが、主だった内容をつかんであるだけ教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 特別交付税に関する御質問でございますが、特別交付税の配分につきましては、3月20日付で行われておるところでございます。

それから特別交付税の主だった内容ということでございますが、確かに地方創生事業分についてもこの中に含まれているところではございますが、特別交付税につきましては、通常の一般的な普通交付税でみられないものを特別交付税で申請をして、国のほうで額の確定を行うというものでございます。

何がどのように配分されたかというのは、正直申し上げてなかなか分析をするということが困難でございます。またどういった内容で特別交付税を申請したかについては、申し訳ありませんが、私も詳しい内容を把握しておりませんので、また別の機会でお知らせするなりさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、承認すること

に決しました。

日程第 8 . 議案第 3 7 号

○議長（櫛川 正男君） 日程第 8、議案第 3 7 号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 議案書の 4 ページをごらんください。

議案第 3 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成 2 9 年 5 月 1 日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、次のページをごらんください。

専決第 4 号、専決処分書。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成 2 9 年 3 月 3 1 日。うきは市長高木典雄。

6 ページをごらんください。うきは市税条例の一部を改正する条例でございます。先の 3 月議会で消費税が 2 年半引き上げが延びたことに伴いまして、市税条例の一部改正を行いました。その後地方税法等の一部を改正する法律が、平成 2 9 年 3 月 3 1 日に公布され、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されることとなったため、うきは市税条例の一部を改正する必要が生じたので専決処分による改正を行い、今回の市議会に報告し承認を求めます。今回も条例で、いわゆる準則に則った改正を行うものでございます。

お手元に新旧対照表及び平成 2 9 年度税制改正の概要についてをお配りしております。合わせてご参照ください。今回の条例改正は、議案書 6 ページの大きく第 1 条、それと 1 2 ページの第 2 条、そして施行期日を定めた附則で構成をされております。

まず第 1 条の主な改正点を申し上げます。1 点目は、上場株式等に係る配当所得等の課税方式の明確化を行う改正でございます。上場株式等の配当所得等につきましては、総合課税、申告分離課税、それから申告不要という三つの選択ができますが、確定申告書が提出されている場合であってもその後に住民税申告書、市県民税申告書が提出された場合は、それをもとに市長が課税方式を決定できることを明確化するための改正でございます。

条としては、第 3 3 条、第 3 4 条の 9、附則 1 6 条の 3 がこの内容となっております。同様の改正を、附則の 2 0 条の 2 の特例適用配当等の所得関係、附則第 2 0 条の 3 の条例適用

配当等についても同様の趣旨の改正でございます。

2点目が、災害に関する税制上の措置を常設化する改正でございます。昨年4月の熊本地震をはじめ、災害が頻発していることを踏まえ、復旧や復興の動きに送れることなく税制上の対応をするため、災害に関する規定を常設化するものでございます。具体的には、災害により滅失・損壊した家屋、償却資産にかわるものとして、市町村長が認めるものを取得した場合、当該被災の代替家屋、償却資産に係る課税標準額を4年度分、2分の1とする特例措置を創設するものでございます。条例でいきますと61条の第8項となっております。

また、被災住宅用地に係る特例措置として、震災等の事由により滅失・損壊した家屋の敷地について住宅用地の特例、いわゆる200平米までは6分の1、それ以上については、3分の1という特例措置のことでございます。現行2年度分適用する規定を、被災市街地復興推進地域が定められた場合は、4年度分に拡充をするというものの改正でございます。条例でいきますと本則の63条の3、74条の2の条項となります。

いずれも平成28年4月1日以後に発生した震災等から適応されます。

3点目が、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の拡充措置に関する改正でございます。保育の受け皿整備促進のための税制上の措置として、家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産の課税標準額を本来の価格の2分の1とする改定を、本則の61条の2で定めております。それから附則のほうでは企業主導型保育事業に係る固定資産の課税標準額を最初の5年間、価格の2分の1とする規定を設けております。附則の10条の2関係の17項になります。

それから、市民緑地の用に供する土地の課税標準額を最初の3年間価格の3分の2とする規定を平成31年3月31日までに限り設けるものでございます。同じく附則10条の2の18項で規定をしております。

4点目が、耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅に関する特例措置で、認定長期優良住宅の認定を受けて改修をした場合、翌年度の税額から3分の2相当額を減額するという改正でございます。附則の10条の3に規定を定めております。現行で耐震改修については2分の1、省エネ改修については3分の1をそれぞれ減額する特例がございますが、これを認定長期有料住宅の認定を受けて改修した場合は、翌年度に限り3分の2を減額するという特例措置を設けるものでございます。

5点目が、軽自動車税関係の改正でございます。今回グリーン化特例、税の軽減措置ですが、その見直しについて重点化を行った上で制度を2年間延長するという内容でございます。附則の16条の2で規定をしております。

このほか、特例措置を3年間延長するものや、法令等の改正に伴う所要の規定の整備等が

ございます。

以上の改正は、12ページの附則で施行期日を定めております。29年4月1日から施行するものがほとんどでございますが、市民税申告関係につきましては、平成31年1月1日から施行となっております。

また附則の第2号で、附則第10条の2第18項の市民緑地の用に供する土地のわがまち特例の施行期日が都市緑地等の一部を改正する法律の施行の日となっております。さきの全員協議会の折にも申し上げましたとおり、専決の時点で法案が整理しておりませんので、法律番号が空欄となっておりますが、番号が確定した段階で挿入をさせていただきたいと思っております。なお、福岡県においても同様の取扱いをしてお聞きしております。

それから、第3号で第2条の改正規定、軽自動車税の賦課徴収の特例措置を定めた附則第16条の2を削除する規定を、平成31年10月1日から施行するものです。

それから第2条以下でそれぞれの税目ごとの経過措置を規定しております。詳細の内容については、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、承認することに決しました。

日程第9. 議案第38号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成29年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

17ページでございます。

専決第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成29年3月31日。
うきは市長高木典雄。

18ページに、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を載せております。改正の内容につきましては、平成29年4月1日施行、地方自治法及び地方自治法施行令が改正の交付に伴いまして、専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、国民健康保険被保険者の均等割・平等割を軽減する、所得割判定基準の改正が行われたものでございます。内容につきましては5割軽減については、26万5,000円を27万円、2割軽減を48万円を49万円と改正したものでございます。

お手元の新旧対照表、24ページをお開きいただきたいと思います。24ページ、中段の下のほうに(2)法第703条の5に規定する欄で、26万5,000円を新改正後27万円、同じく(3)で48万円を49万円に改正をして軽減判定の拡大を行うものでございます。

なお、軽減されました国保税につきましては、減額に対する負担金として、県の支出金、歳入で国民健康保険基盤安定負担金で、負担金として歳入する、充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、承認することに決しました。

日程第10. 議案第39号

○議長（榑川 正男君） 日程第10、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（うきは市専用水道給水条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書19ページでございます。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて。

うきは市専用水道給水条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成29年5月1日提出。うきは市長高木典雄。

次ページお願いいたします。

専決第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

うきは市専用水道給水条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成29年3月31日。

うきは市長高木典雄。

お手元の新旧対象表でございますが、こちらは25ページのほうを参照お願いしたいと思います。

改正の内容でございます。うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例。うきは市専用水道給水条例の一部を次のように改正する。給水条例の第2条第1項の中でございます。

「雇用促進住宅吉井宿舎内」を「ビレッジハウス吉井内」に改めるものでございます。この条例のつきましては、平成29年4月1日からの施行でございます。

補足説明をいたします。現在、雇用促進住宅の吉井宿舎内、これにつきましては平成3年、

雇用者のための住宅の確保というところで国によります事業におきまして、当時吉井町のほうが協力いたしまして、雇用促進住宅が建設されたわけでございます。その当時全60戸でございました。この雇用促進住宅につきましては、国の厚労省のほうが基本的な指針を出しまして、将来にわたりまして民間に移行するというふうな流れを打ち出したわけでございます。この雇用促進住宅につきましては全国で1,617棟、戸数にいたしまして5万9,884戸でございます。おおむね築40年から50年になる物件でございますけれども、これにつきましては、平成19年6月2日の閣議決定によりまして、平成33年度までに民間譲渡をやっていくというふうな方向が出されたわけでございます。これを受けまして雇用促進住宅のほうでは全国にあります、住宅を西ブロック東ブロック、2つのブロックに分けて、一括売却するような競争入札を行ったというふうに聞いております。現在西ブロックにつきましては、民間の業者、全国民間賃貸サービス合同会社のほうが落札いたしまして、契約したというふうな流れでございます。契約につきましては昨年12月20日、引き渡しにつきましては29年4月1日の引き渡しというふうな情報でございます。

これを受けまして、うきは市におきましては、この雇用促進住宅が民間委託となるということをお聞きいたしまして、今回、雇用促進住宅の給水につきましては、民間のほうでお願いしたいというふうな協議を重ねているわけでございます。やはり業者のほうにつきましては、件数が多く個別の案件、そういった協議をする時間がまだ持っておりません。市といたしましては、業者のほうに市の意向を十分伝えております。できれば、早い時期にこの整備をしたいという話をしておりますけれども、まだ、現在その協議が整っていないということでございます。したがって、今現存の雇用促進住宅に対します給水につきましては、引き続き、市のほうでこの協議が調うまで、給水をやっていきたいというふうなことで今回の条例改正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今説明によりますと、厚労省のほうで1,617棟ですか、これを民間に譲渡するということではありますが、そうしますと雇用促進事業団がこの固定資産を持ってあったわけですね。今後は民間払い下げということになりますと、それらについてはどうなるわけですか。

これについては、12月20日、契約が成立したということですからね。だったら、何で3月議会に出さなかったのか、4月1日から適用ということですからですよ。今まで延びている理由、どういうことで延びたのか。去年12月20日に契約が成立している、締結して

いるということでもありますから、やがて半年になるわけですね。いわゆる契約が終ってですよ。3月議会でなぜこの条例を出さなかったか。

それから、この給水条例を見てみますと、この専用水道条例でありますけれども、これ第2条で専用水道の給水区域は次のとおりとするということではありますが、1番目にうきは市吉井町の雇用促進住宅吉井宿舎内ということが決められてありますが、これは当然公用であったわけですね。あと2番から6番までは全て市営住宅になっているわけですよ。したがってこのものだけが、いわゆる民間譲渡してありますから、これから外れることになるわけですね、本当はですよ。このものについては専用水道というのはいわゆる市営住宅がほとんどということになっている。2番3番4番5番6番まではですよ。1番だけが民間が入ってくることになりませんがね。これについては、どのように今後処置されるのかどうか。いわゆるこの条例を適用ということになりますと、当然水道メーター等はですよ、期限があるわけですね。したがってその期限がきていけば取りかえなければならないということが決められている、計量法ということで法律で。だから、市がそれまでやるのかどうかということ。まだはっきり決まってないということではありますがね。そういうものまではっきり決めてから、給水区域を編入しないとおかしいことになるわけですね。せっかく給水区域があつとるが、後は自分とて井戸を掘って給水しますということになりますと、専用メーター等については水道メーターとの設置及び保管についてはどのように取り扱っているのかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 市有財産の貸し付けに關しまして、企画財政課のほうを担当して先方と協議などを行ってまいりましたので、私のほうから少し説明させていただきたいと思います。

まず、雇用促進住宅とその敷地につきましては、今年の3月いっぱいまで独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構というところが所有しておりました。専用水道施設を含みます駐車場の用地がその住宅の西側と北側にあるわけなんですけども、これについては市の所有ということで、先ほど申し上げた機構の関連団体であります、一般財団法人SK総合住宅サービス協会と賃貸借契約をして賃借しておったというような、賃貸しをしておったというようなことでございます。

その駐車場用地に関する住宅譲渡に伴います意向調査というのが、平成27年から行われてきておまして、一貫して市としては民間への売却ということで希望を申し上げたところでございます。しかしながらその落札事業者も600以上の雇用促進住宅を超える物件がある中で個別の協議、対応が困難であったということから、3月まで契約しておりましたSK

総合住宅サービス協会、こちらのほうが29年度も継続して契約をお願いしたいというような依頼があったところでございます。

専用水道施設につきましては、特にうきは市としましても売却の必要性があるということを重ねて説明してきたところですが、吉井宿舎を含みます600以上の物件で個別の対応ができないということで同様の対応をお願いしているというようなことでもありまして、個別の協議については時間的に困難ということで、やむなしというふうに判断をしたところです。

そのSK住宅との協議につきましては、3月いっぱいまで継続して行ってきたところで、3月議会でこれをかけることは困難であったということでございます。

今後の予定といたしましては、平成29年度の上半期を住宅購入者のほうがその600以上ある施設をどうしていくか、同じように駐車場を賃借しているような条件になっておりますので、これをどうしていくかという検討期間とした上で、29年度下半期に入りまして、住宅購入者と直接交渉をしていくというような流れになっておるところです。

そういった事情含めまして、今回の措置については、やむを得ないこととしまして、民間の住宅になりますが、引き続き専用水道の給水を行っていくこととさせていただいているものでございます。

以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、承認することに決しました。

日程第 1 1 . 議案第 4 0 号

○議長（櫛川 正男君） 日程第 1 1、議案第 4 0 号専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長の楠原でございます。議案書の 2 2 ページをお開きください。

議案第 4 0 号、専決処分の承認を求めることについて。

固定資産評価員の選任について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めるものでございます。平成 2 9 年 5 月 1 日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、2 3 ページをお開きください。

専決第 8 号、専決処分書。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、うきは市固定資産評価員に次の者を選任する。氏名については山崎秀幸です。住所・生年月日・職業は記載のとおりでございます。平成 2 9 年 4 月 1 日。うきは市長高木典雄。

本来は議会の承認を得て選任をすべきですけれども、前任者が定年で退職したことにより 4 月 1 日付で税務課長の異動を行ったことに伴って、固定資産評価員にこれまで同様、税務課長の職にある者を選任するものでございます。御承認についてよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 4 0 号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、承認することに決しました。

日程第12. 議案第47号

○議長（榎川 正男君） 日程第12、議案第47号うきは市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 議案書の30ページをごらんになってください。30ページの朗読のほうは控えます。次の31ページをお願いします。うきは市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。うきは市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表中、教育委員会、委員長、41万円を削除する。附則、この条例は、平成29年5月24日から施行する。

こちらのほうがですね、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、この臨時議会で議決を得て教育長が任命される事になりましたので、5月24日より、教育委員会委員長職が廃止になります。これに伴い、条例を改正するものでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、可決することに決しました。

日程第13. 議案第41号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第41号副市長の選任についてを議題とします。

説明を求めます。市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長の選任についてであります。昨今の複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保、育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に一層の取り組みを図ることが極めて重要であります。

また、縮小社会に向かっている現実を受け止め、うきは市公共施設等総合管理計画の実施など、身の丈に合った健全な行財政運営を目指すことが求められております。

そこで、国土交通省、人事院勤務などの行政経験にたけた、うきは市立自動車学校長の今村一朗氏を選任させていただきたいと思っております。

なお、私の2期目の大きな課題であります、うきは市ルネッサンス戦略、第2次うきは市総合計画の実施など、地域の活性化にも十分に力を発揮してくれるものと期待をしております。

御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 皆さんから質疑なしという声が出ておりますけれども、今、市長のほうから、全員協議会の中でも説明承っております。しかして、今4年間という任務が副市長として大変重要な位置づけだと思っておりますので、少し言いにくいものも含めて二、三お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

まず、お聞きしたいのは、今村現自動車学校長、就任から2年が過ぎたのだと思っております。この経歴からしても。そこで、今村現校長がここに任命された時点で市長は次の副市長だと、これは当然、市長の心の中の問題だと思うんですけども、そういうことで、すでに心の中で決定しながら、きょう、同意案件に提案されたというふうに、これは私だけじゃないと思うんですけども、思いがありますんですね、その辺の心的事实をまずお語りいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今から2年1ヶ月前に今村校長については、自動車学校の校長ということで就任をしていただきました。御指摘については決してそんなことはなくて、吉岡副市長しっかり、うきは市の活性化のために頑張っていたいておりました。むしろ全国的にも珍しい公設自動車学校をどう運営していくかというのは、私が市長就任以来の議会の議員の皆さんとの共通課題で、毎回毎回、定例会のたびに議論が出てたわけでありまして。

私は何としてでも、この公設自動車学校をしっかり維持していきたいという強い思いの中で、実はそういう組織マネジメントにたけた今村氏を招聘した実績がございますが、その時点で次の副市長まで考えるという考えは持っておりませんでした。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） そういうご答弁いただきました。ともあれ、全員協議会の中でも話を聞きましたが、何より、今なすべき重要な副市長の立場ということで、いかに人材をですね、育成していくかというのは、前から市長にも申し上げとったところでもございます。やはり、今もう職員も若手のほうにがっと変わっていくという中で、いかに自立していく職員が今後、段階的に立ち上がっていただく、まさに地方創生というのはその根幹は、そこにあるだろうというふうに思いますんでですね、ぜひ職員のみなさんにはご期待を申し上げたいというところでもあります。

ただ、人事畑を今村氏は経験なさって、実績も当然ながらおありというふうに思いますけれども、やはり私が思うに国レベルの人事育成管理含めて、これは崇高な高いレベルかもしれませんが、2年間の経験がありますが末端行政の住民との接するというものは、いわゆる国、県、住民と直接接する機会の少ない人事管理と、やはり役所のほうは、言葉は悪いんですけども、いかに住民との関係を持ってですね、この地域力をどう将来に向けてやるかという大変な命題がきています。その辺がどうかなという思いもありますが、それは持ち前の事でクリアされていくと思うんですが、ここからぜひ市長にお語りいただきたいんですけども、市長もこの間申し上げておりました。いわゆる市長も国交省です。それから今村氏も国交省、それからほかにお見えの方も、ほぼ国からの職員です。私は2つ気になるのがあるんですけども、やはり事業、今から創生のみならず、詰めていくためには県との関係、これをどうお考えなのか、ですね。

それからもうひとつは、吉岡副市長が中心的に、というよりはかば基軸としてやってきた地方創生の3年目でいよいよ本格的な時期に入ってきていますんでですね、いろいろあるんですけども、この辺をどう進めて今村氏との関係でやっていくのか。自動車学校校長としてうちの委員会はもう2年間に渡りいろいろやり取りをしてきました。やはり、人物、能力い

ろいろ含めて非常にやっぱり優秀な方だということは、私は率直に感じたところでもありますけども、この地方創生の中で私が一番期待したいのはですね、ルネッサンスの中で今、進めている中でレインボーファーム、それから総合商社、そしてテロワール。この3つを私は個人としては、非常に期待をいたしております。その底流は何かというと、農業振興なんですよ、基盤は。だから、今村氏がどうこうということじゃありませんし、能力があるからそれはそれでやっていくと思うんですけど、やはり地下足袋を履いて現実をですね、しっかりして、農業問題をどうするかという、総合戦略の基軸が動かん限りは全てその上に乗っている施策です。その辺りをしっかり取り組んでいってもらわんことにはですね、また同じ繰り返しで地盤は動かないまま、よそはどんどん生き残りで進めようとしているんですけど、そこが副市長としてどうしてくれるのか、所管課長もおりますけれども、やはり、総合的にやっていく動きがここから出発しないとですね、また同じことかなという気がしますんで、その決意を聞きたいのと、自動車学校の校長は多分兼務なさるというふうに思うんですけど、その辺も含めて回答いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 以前全員協議会の場合でも御説明申し上げたんですが、結果として、今村一朗氏は人事院勤務はございましたが、その多くを建設省、国土交通省の勤務であります。どちらかということ、私に近いところがありますが、唯一、全然違うのは、ちょっと私自身が東京が長かったということと、九州におきましても本局勤務が長かったという経歴なんですけども、今村氏は、九州一連の建設省並びに国土交通省の組織は、非常に裾野が広うございまして、局の下に41の事務所、でその下に八十幾つの出張所ということで、まさに出張所勤務もありまして、まさに住民とともに行政をやってきた経緯もございまして、

ぜひ、組織で人選をしたのではなくて、人物本位で実は推薦させていただいているというふうに先日申し上げた通り、真から人物本位で提案をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

それから福岡県との関係というのは極めて重要で、私も福岡にいろんな会議等があるときには、必ず時間を見つけて県庁にあいさつに行くということを心がけております。多分、ほかの自治体の首長さんよりも一番顔を出しているという自負を持っております。また職員におきましても、県との交流、過去にもございましたし、私自身もそういう交流も頭においてですね、いろんな意見交換を県の幹部職員のみなさんともさせていただいているということも申し加えたいと、こう思います。

そしてまた、今村一朗氏が副市長で御同意をいただきますならば、兼務というわけではなくて、御存知のように自動車学校経営というのは2つ、設置者の視点と、校長管理者の視点、

2つの視点が必要であります。今、管理者である今村校長が副市長で承認いただきますと、まさに設置者は市長である私なんです、私の命を受けてしっかり設置者として、公立うきは市立自動車学校をしっかりと管理者をサポートしてくれる、こういう関係になるんではないかと、そのように思っているところであります。(発言する者あり)

最後に私の2期目の大きな課題でルネッサンス戦略の具現化、あるいは第2次うきは市総合計画の具現化にもしっかりと今村氏は力を発揮してくれると、このように申し上げました。その大きな基軸に農業振興も入っておりますので、しっかりと今村校長、そして私を補佐していただくわけですから、何より私が農業振興の思いをもってそれを補佐する、あるいは私の命を受けてしっかりと農業振興をやっていく、こういう関係の構築をぜひともさせていただきたいとこう思っています。

○議長(櫛川 正男君) ほかに。4番、中野議員。

○議員(4番 中野 義信君) 今、江藤議員のほうから質問がありましたので、大体、似たようなことだというふうに思いますけれども、人事に対しましては市長の権限ですから、我々がどうこう言うところは無いというふうに思いますけれども、ただ、考え方を聞いておきたいと思います。

この履歴書ちいいますか、これを見てもみますと、先ほど出ておりましたように国土交通省ですね、出身で九州地方整備局が長いというようなことで、1点目については、やっぱり市民から、今度は自動車学校の校長先生が副市長になるということで、同じ仲間というか、市長の、同業者というかそういうふうな目で見られるというふうに思いますので、そこら辺のところは市長がこの前も色々説明しておりましたけれども、市民から見たらそういうふうですから、我々もそこに説明なりをやっぱしていかないかと思っておりますので、端的にそこら辺のところをですね、再度お尋ねしたいというふうに思います。

それから、自動車学校の後継者の事ですが、今、市長のほうから話がありましたが、我々の委員会としても、いわゆる全国に公営の自動車学校というのは4校ということで、勉強もさせていただきました。ほかのところと違いますのはですね、ほかのところについてはどうも地理的にそこがなからんと、非常に市民が不便であるということが主体的なように感じました。ここについても、それはあるかもしれませんが、やっぱり自動車学校というのは非常に大切だと思いますし市民も期待しておるというふうに思いますので、この自動車学校が続いていかなければならないというふうに思いますので、ぜひとも今、厳しい時代ですから。

特に、少子高齢化の中でやっぱり教習生、生徒が、今から先は、なかなかふえていかないというような実態であると思えますし、高齢者講習はふえていきますけれども、これは収入

の面ではですね、全体から見ると少ないわけです。そこら辺のところを、続けていくために、ぜひとも、市長が次の校長選任にあたっては、そこら辺のところを十分配慮していただきたい。やっぱり、いろいろ聞きますと学校長というのは公安委員会とかいろいろ関係があつてですね、なかなか難しい面もあるというような話も聞いておりますので、ぜひとも自動車学校が今後ともですね、存続していきますようなことで後の後継者なりについてはですね、お願いをしたいし、そういった考え方なりをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 重ねての答弁で恐縮であります。ぜひとも人物本位でご提案させていただいているということ、御理解をいただきたいと思います。

まさに、今、山積している大きな課題の中で、うきは市ルネッサンス戦略あるいは第2次総合計画等々があるんですが、まさに絵に描いた餅ではなくて、それをしっかり一つ一つ実現するためには、全員野球と言うか、市職員が全て認識を共有してやっていくことが重要であります。そういう面でいきますと、やはり組織マネジメントというのは非常に重要であると認識をしているわけでありまして、そういう中で提案させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

それから御承認をいただいたならば、自動車学校校長、次の問題がございます。

こちらについては、先日もお話をさせていただいたんですが、道路交通法施行令の中で、公安委員会に管理者はしっかり届け出る義務があります。届け出るだけではなくて、新しい管理者には必要な要件を公安委員会が定めておりますので、誰でも彼でもいいというわけではない。したがって、なかなか人事の問題というのは難しく、事前協議もすることができない中でですね、どうバランスを取って公安委員会の御理解をいただくかというのが一番頭が痛いわけでありまして。きょう、こうやって御承認をいただきましたならば、まず、すぐさま公安委員会にしっかり事情を説明して、全国でも珍しい、公設自動車学校ますます公共性が増す中で公設自動車学校の必要性というがかなり、大きいものになってくるのではないかと、こういう信念を持っていますので、こういうことを含めて、公安委員会にしっかり説明して、混乱なきよう対応していきたいと、このように考えています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、7番から御意見出てありましたが、実は副市長というのは任期が4年ということは決まっているわけですよ。吉岡副市長はですよ、任期途中で退任されたということは非常に残念であるわけですね。任期を全うしないまま退任しているということでもありますからね。したがって今度、今村副市長が誕生したらですよ、任期4年

やっただけかかどうかということです。もちろん首長が変われば別ですよ。その点1点ですね。

それから、自動車学校の管理者というのは公安委員会が決められているんじゃないんですよ。あれは道路交通法98条で決められている管理者なんです。それを兼務ができるはずがないですよ。兼務でいこうということですが、おそらく県で自動車学校校長ができななきゃずっと今村一朗校長名で、卒業証書も発行していかなきゃならんわけですよ。勝手に卒業証明書の校長の名前を変えるということにはできないんですからですよ。だから、いわゆる、県に管理者の変更届けを出して、そして承認がないことには、次の卒業証明書の記載ができないということになりますよ。それは後をつくらないということは、いわゆる兼務させるということであるわけです。そんな兼務、曖昧なことですよ、副市長を選任してもらっては困るわけですよ。やはり、副市長は副市長の任期がありますからね、任務がありますから、その任務が全うできることでないとダメなんです。

したがって、自動車学校長と二足のわらじということは絶対できませんからですよ、早急に自動車学校の管理者の設置をぜひ県と話し合っただけをお願いしたいと思います。

答弁入りません。「ちょっと間違っているから」と呼ぶ者あり)

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） あえてそういうふうにおっしゃっているかもしれませんが、江藤議員の質問の際ははっきり言いましたように、兼務なんか一切しません。そういうことはよくわかっております。後は、設置者と管理者2つあって、そこがですね、もし、御承認いただければ、今村校長は設置者側にまわってくるわけですから、十二分に公設自動車学校との関係も継続すると、こういうことを申し上げたところであります。

それから、確かに吉岡副市長、任期途中でございましたが、議会でも申し上げましたように、いろんな事情があっただけでこういうことになったんですが、しかし、吉岡副市長はしっかりですね、うきはの今後の活性化の礎といいますか、方向性を出していただきましたので、それをしっかりわれわれがどう継承していくかということであると思います。

新しい副市長を御承認いただければ、ちょうど私の任期とのタイムラグがありますので、いつまで云々というのは明言はできませんが、もちろん副市長というのは、首長を補佐し、あるいは首長の命を受けて、企画・立案・まちづくりを自らやって引っ張っていくという重要なポストでございますので、これは首長と副市長の関係というのは非常に重要でございますので、しっかり一体となって取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、同意することに決しました。

日程第14. 議案第42号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、議案第42号監査委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員の1名が、平成29年6月1日をもって任期満了となります。監査機能の充実強化が大きな課題となっている中、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、久留米市において監査委員事務局長を務められたこともある、前うきは久留米環境施設組合事務局長の近藤孔史氏を選任させていただきたいと思えます。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、同意することに決しました。

日程第15. 議案第43号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第43号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（樋口 秀吉君） 議案書26ページでございます。議案第43号です。

公平委員会委員が平成29年6月1日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。氏名は鏈水啓一氏、田中鈴子氏、熊野恵子氏、住所・生年月日・職業は記載のとおりでございます。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと確認ですけどね、今、監査委員事務局長から議案の説明がありましたが、ちょっとこれが頭にありませんでしたので、どういう立場で説明——これは総務課長になると思ったんですけど、いかがでございましょうかね。ちょっと確認です。

○議長（榎川 正男君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（樋口 秀吉君） 監査委員事務局長の樋口でございますが、これにつきましては公平委員会事務局も兼ねておりますので、こちらのほうでさせていただいております。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 兼ねているのはわかるけども、根本の所管となるとちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよね。今どうこう言いません。ただ検討してください、おかしいですよ。兼務してるからそうという、二つの職を兼務しているというだけであって、この所管そのものは総務課長だと思いますよ。御検討お願いします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 御指摘承ります。今後、検討させていただきますが、基本的には総務課は懲罰委員会持っております。その所管が、公平委員会の委員の選任を説明するのはどうかという判断もありましたので、そういう対応をさせていただきました。（「それにしてもおかしいと思います。検討をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、同意することに決しました。

日程第16. 議案第44号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第44号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 平成29年5月23日をもって任期満了となります。教育長の任命についてであります。昨年3月に策定したうきは市教育大綱等に基づき計画的、継続的に教育振興を図る必要があること、また3月31日に文部科学省から告示された新学習指導要領にも的確に対応する必要があること、さらには姫治地区の小学校を御幸小学校に統合することについて、地元調整など適切に対処することが重要であることから、教育長に麻生秀喜氏を引き続き任命することで提案させていただきたいと思っております。御同意を賜りますよう、

よろしくお願ひいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、同意することに決しました。

日程第17. 議案第45号

○議長（榎川 正男君） 日程第17、議案第45号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会委員のうち1名が、平成29年5月23日をもって任期満了となります。教育長同様、山積する教育課題に適切に対処していくために、教育委員会委員に西見修一氏を引き続き任命することで提案をさせていただきたいと思ひます。御同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この教育委員会委員の任命については、新しい教育委員会制度に基づくものであろうというふうに思ひます。それで、今、御提案の西見現委員長、個人について云々するつもりもありません。ただ、学校の統合の話とか市長説明されましたけど、引き続いて諸課題にということでございました。ただ、私が思ってたのはですね、やはりあ

と2年後に新しい教育指導要領等々又は大きな教育問題、教育大綱の実現に向けて、そしてこの新しい制度というのは、教育長、教育委員長と教育長の責任者の曖昧さというのがうきは市ではそういうのははっきりしていると思うんですけど、一般的な概念としてそういうものがあつたからこの改革に至つたという一つですよね。で、委員長がまた委員になるというのがどうこうということじゃないんですけど、むしろこれだけの教育というのを重要性をする時に、刷新するということを当然と思つたんですけど、またこれを継続するというのは、やはり人事のあり方としてどうなのかなというのが疑問としてあります。でない、今後また4年間ですよ。新しくどんどん今報道で新しい指導要領に悩みたくっているようなときに、新しい制度に向かうような人の人選というのは考えがなかつたのかなという思いがしましたので、あえて発言をさせていただきます。

答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員御承知のように教育委員は5名任命させていただいております。以前、議会でも問題出ましたレイマンコントロールというか、そういう御指摘を受けて5人の委員の内3名が全く教育行政に携わっていない方を入れて、いろんな市民のアイデアというか御意見も聞きながら、本当に山積する教育課題に対して、適切に対処させていただいているところであります。そういう中で、やはり教育委員の全体的な構成なんかも考えたところ、西見現教育委員長のですね、これまでの御功績と、それから今、まさに移り変わりをしようとしているこの時期に、ぜひ西見氏の卓越した識見を、うきは市の教育振興に生かしていきたい、こういう思いで提案させていただきました。

学習指導要領は議員御承知のように基本的に一番早いのが、平成32年度から小学校、平成33年度から中学校、そして平成34年度から高校ということで順次実施されていく、息の長い改革であります。それを見据えて我がうきは市の教育大綱も制定をしたという経緯がございますので、ここらのとこしっかり重視してですね、しっかりそれを具現化する体制を整えさせていただきたいという思いで提案させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長の答弁はよく一般論としてはよくわかります。卓越した実績それもそうでしょう。ただ、さっき言った横文字ちょっとわかりませんが、一般人を入れてバランスを取るということも理解してます。ただ、その答弁がその辺のバランスを取るとか、そういうふうには聞こえてこないんですよ。今から将来に向けてこうやるという意欲的なですね、しっかり副市長選んだ勢いとはちょっと内容が異なりますんでですね、

そういうことを考えなかったのか。新しい次の教育長を目指すような人とかそういう新たな人材が、市長の頭には無かったんでしょうかということをお尋ねしたわけですけども、ただもう実績云々で、安定して云々というようなことしか聞こえてきませんので、いま一度、これで終わりますけども、答弁を受けてしかるべき申し上げたところはしっかり胸に秘めていきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の法改正の一連として、昨年度から、私自身が総合教育会議を主催するというので、しっかり今後のうきは市の教育振興のあり方について、本当に議論を重ねてきました。まさに教育は国家百年の大計といいますか、一朝一夕に新しい改善策が実を結ぶようなそういう単純なものではないということを身にしみて感じている中でですね、議員の御指摘もよくわかりますが、また今まさに長についたばかりの教育大綱をしっかり具現化するための継続性を片や重要でありまして、そういう総合判断の中でですね、推薦をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、同意することに決しました。

日程第18. 議案第46号

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書 29 ページをお開きください。固定資産評価審査委員会委員につきましては、平成 29 年 5 月 22 日に任期満了となります事から、現在就任をいただいております 4 名の方を、引き続き選任をするものでございます。氏名につきましては、重富博良、河内繁登、二宮美代子、野上美代子でございます。住所・生年月日・職業につきましては記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13 番、三園議員。

○議員（13 番 三園三次郎君） 議案についての意見ではございませんけれども、41 号から 46 号まで人事案件が出てあります。6 件ですね。41 号はわかりますよ、吉岡副市長の退任に伴う選任ですけど、あとの 42 号から 46 号までは、全て次の議会には、任期満了になる案件ですよ。議案第 46 号が 5 月 22 日ですね。44 号、45 号は 5 月 23 日。それから 42、43 は 6 月 1 日ということですからね、なぜ、3 月議会にこの案件を出さなかったのかということなんです。じゃないと、6 月議会定例会だったら任期は満了になって空席になるということなんです。なんか意図的にこのような人事案件をこの臨時会にまとめて出されたような気がするわけなんです。このことについて、なんか弁明がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 議員の御意見も十分わかりますので、今後また 4 年後になりますが、検討してまいりたいと思います。ただあったのは副市長の任期満了が 6 月 1 日。それを最大の対応課題ということで、もちろん市長のほうが人選といいますか、議会の同意が必要でございますので、その辺を動いておられますので、それをまず最大の念頭におきまして、あとそれ以外の監査委員とか、ここに書いております委員さんも臨時議会はどうしても必要だろうと判断しておりましたので、その折にお願いしたいと、これは過去——慣例が全てではありませんけれども、そういうかたちで慣例もやらせてもらっていたので、今後については任期満了ははっきりしていることについては検討してまいりたいと思います。

以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 46 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、同意することに決しました。

○議長（榎川 正男君） 以上で、全ての議案の審議が終了しました。

ここで、市長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年第2回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本日は限られた時間ではありましたが、慎重なる御審議を賜り衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして全ての議案御承認等を賜り厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して努めたいと存じます。

特に人事案件については、副市長、教育長含めまして、11名の委員の御同意をいただきました。また退任される委員については、任期中はうきは市のために大変な御尽力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

今回、御承認をいただいた新体制のもと、さきの議会で述べさせていただきました、施政方針に基づきながら新たな気持ちで行政運営に邁進いたしたい所存であります。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

遅咲きであった桜も散り、5月になりますと、明日2日には五庄屋追遠会、3日から小さな美術館めぐり、一の瀬焼春の陶器祭りなど様々な行事を開催することとしており、うきは市においても大変なにぎわいが期待されているところであります。

議員の皆様におかれましても御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政発展のため御尽力いただきますよう心から祈念し、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせ

ていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。

6月定例会の開会日は、6月9日金曜日開会予定としていますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成29年第2回うきは市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員